

The Charter of Fundamental Rights of the European Union EU基本権憲章

EU基本権憲章は、EU市民や域内に居住する人々の政治的、経済的、社会的権利を定める文書で、2000年末に欧州議会議長、欧州委員会委員長、そして欧州理事会議長によって署名されました。

1999年末にスタートした同憲章の起草作業は、各加盟国の代表、欧州委員会、16人の欧州議會議員、加盟国の国内議會議員から構成されるコンベンション（協議会）を中心に進められ、欧州司法裁判所、欧州評議会¹、欧州人権裁判所²もオブザーバーとして参加しました。同時に、教会、労働組合、財界、亡命希望者、同性愛者、環境保護団体などの意見を汲み上げるための公聴会も開催されました。

こうして生まれたEU基本権憲章は、人間の尊厳、自由、平等、結束、市民権、正義に関する権利を定めた6章と、同憲章の解釈と適用に関する一般規定から成っています。EU基本権憲章は、欧州評議会の欧州人権条約と社会憲章、欧州司法裁判所の判例、加盟国憲法の伝統、労働者の基本的社会権に関する共同体憲章を基に起草されました。よって、それは、伝統的な人権（例えば、EUと欧州評議会が強く主張する死刑の禁止といった生存権等）の保護を漏れなく規定していますが、他方で、生命倫理や個人データ保護、健全な行政（good administration）

の享受といった、より現代的な権利も包含しています。EU基本権憲章は、自由権と社会権を分けることなく、保障されるべきすべての基本権を一冊のカタログにして、域内の人々に分かりやすく提示したものと言えます。EU基本権憲章は、2009年12月に発効したリスボン条約において、法的拘束力を付与されました。

2007年3月、EUは、欧州人種差別監視センター

（European Monitoring Centre on Racism and Xenophobia）を前身とする基本権庁（European Union Agency for Fundamental Rights）をウィーンに設立しました。EU基本権庁の役割は、EU諸機関や加盟国に対して、EU法の制定・実施過程で基本権が適正に守られているかについて専門的知見に基づく助言を提供すること、域内で見られる基本権の侵害やその危険に関する情報を収集すること、市民社会において基本権に対する関心を喚起すること、の3つにまとめら

れます。リスボン条約がEU基本権憲章の法的地位を向上させたことによって、同庁の重要性も今後一層高まることが予想されます。 



マリアノ・ゴンサレス・ベルトラン（Mariano González Beltrán）作『人権』。フランス・ストラスブールの欧州評議会の前庭にあるこのブロンズ像は、複数の男女の輪によって人権や調和の下に暮らす社会を表し、人権のために闘うことの意義を象徴している
© Council of Europe

1 民主主義、人権、法の支配を守ることが目的に1949年に設立された、EUとは異なる機関。現加盟47カ国

2 欧州評議会加盟国を対象とする人権救済機関

EU用語

Glossary

EUの基本的価値（Fundamental values of the EU）

人間の尊厳、自由、民主主義、平等、法の支配、人権尊重。これらは、リスボン条約に明記されている、EUが重んずる基本的価値です。これらの価値は、すべての加盟国によって共有されており、EU加盟を望むいかなる国でも尊重されなければなりません。EUは、第三国と結ぶ通商協定や協力協定でも、こうした姿勢を貫いています。例えば、締結国で人権侵害と認められる事柄が生じた場合は、協定下での貿易特権やその他の利権を停止するといった条項を必ず含めることになっており、こうした協定は現在120以上に及んでいます。また、EUは世界中で死刑制度が廃止されることを求めています。それは、EUが同制度を、最も基本的な人権、すなわち生命に対する権利を侵害し、人間の尊厳を冒す極めて非人道的な刑罰と考えているからです。